

議案第 3 号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に対する審査手続に係る建築関係手数料を追加するとともに、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） （1）の表から（5）の表まで 略 （6） 建築関係手数料 アの表からカの表まで 略 キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）			別表（第2条関係） （1）の表から（5）の表まで 略 （6） 建築関係手数料 アの表からカの表まで 略 キ 建築基準法関係手数料（許可申請・認定申請）		
手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料を徴収する事務		手数料の金額
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請の項から予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請の項まで 略	略	略	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請の項から予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請の項まで 略	略	略
仮設建築物の建築許可申請	建築基準法第85条第6項の規定に	略	仮設建築物の建築許可申請	建築基準法第85条第5項の規定に	略

	よる仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		よる仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	
	建築基準法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	略	建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	略
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請の項から既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の	略	略	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請の項から既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の	略

全体計画 認定申請 の項まで 略			全体計画 認定申請 の項まで 略		
建築物の 用途を変 更して一 時的に他 の用途の 建築物と して使用 する場合 の許可申 請	建築基準法 第87条の3 第6項 の規 定による建 築物の用途 を変更して 一時的に興 行場等とし て使用する 場合の許可 の申請に対 する審査	略	建築物の 用途を変 更して一 時的に他 の用途の 建築物と して使用 する場合 の許可申 請	建築基準法 第87条の3 第5項 の規 定による建 築物の用途 を変更して 一時的に興 行場等とし て使用する 場合の許可 の申請に対 する審査	略
	建築基準法 第87条の3 第7項 の規 定による建 築物の用途 を変更して 一時的に特 別興行場等 として使用 する場合の 許可の申請 に対する審 査	略		建築基準法 第87条の3 第6項 の規 定による建 築物の用途 を変更して 一時的に特 別興行場等 として使用 する場合の 許可の申請 に対する審 査	略

クの表からコの表まで 略

サ 長期優良住宅の普及の促進
に関する法律関係手数料

手数料を徴収する 事務		手数料の金額
長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 申請	略	略
長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 申請 併 せて 申請 する 場 合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査と(同法第6条第2項の規定による申出をする場合)	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ長期優良住宅建築等計画の認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額に、建築物の床面積の合計に応じアの表中建築物に関する確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算

クの表からコの表まで 略

サ 長期優良住宅の普及の促進
に関する法律関係手数料

手数料を徴収する 事務		手数料の金額
長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 申請	略	略
長期 優良 住宅 建築 等計 画の 認定 申請 併 せて 申請 する 場 合)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査と(同法第6条第2項の規定による申出をする場合)	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ長期優良住宅建築等計画の認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額に、建築物の床面積の合計に応じアの表中建築物に関する確認申請又は計画通知の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加算

		した額	
長期優良住宅の認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ次に掲げる額とする。	
		(共同住宅等において一部の戸数について申請する場合においても、住棟の総戸数に応じた次の額を適用する。)	
		一戸建ての住宅	62,000円
		住棟の総戸数が5戸以内のもの	152,000円
		住棟の総戸数が5戸を超え10戸以内のもの	244,000円
		住棟の総戸数が10戸を超え25戸以内のもの	483,000円
		住棟の総	879,000円

した額

	戸数が25 戸を超え 50戸以内 のもの	00円
	住棟の総 戸数が50 戸を超え 100戸以内 のもの	1,531 ,000 円
	住棟の総 戸数が100 戸を超え 200戸以内 のもの	2,835 ,000 円
	住棟の総 戸数が200 戸を超え 300戸以内 のもの	4,060 ,000 円
	住棟の総 戸数が300 戸を超え るもの	4,970 ,000 円
長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第5条第6項 又は第7項の 規定による長	1棟につき建築 物の住棟の総戸 数に応じ次に掲 げる額とする。 (共同住宅等に おいて一部の戸	

期優良住宅維持保全計画 (基準適合計画に限る。)の認定の申請に対する審査	数について申請する場合においても、住棟の総戸数に応じた次の額を適用する。)	
	一戸建ての住宅	12,000円
	住棟の総戸数が5戸以内のもの	23,000円
	住棟の総戸数が5戸を超え10戸以内のもの	40,000円
	住棟の総戸数が10戸を超え25戸以内のもの	62,000円
	住棟の総戸数が25戸を超え50戸以内のもの	108,000円
	住棟の総戸数が50戸を超え	176,000円

		100戸以内のもの			
		住棟の総戸数が100戸を超え200戸以内のもの	295,000円		
		住棟の総戸数が200戸を超え300戸以内のもの	367,000円		
		住棟の総戸数が300戸を超えるもの	403,000円		
長期優良住宅建築等計画の変更申請の項及び長期優良	略	略		長期優良住宅建築等計画の変更申請の項及び長期優良	略

住宅建築計画の変更認定申請（確認申請と併せて申請する場合）の項略	譲受人の決定した場における認定を受けた長期優良	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 1戸につき 1,700円	住宅建築計画の変更認定申請（確認申請と併せて申請する場合）の項略	譲受人の決定した場における認定を受けた長期優良	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 1戸につき 1,700円
----------------------------------	-------------------------	--	----------------------------------	-------------------------	--

住宅建築等計画の変更認定申請			住宅建築等計画の変更認定申請		
長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請	長期優良住宅に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	1棟につき建築物の住棟の総戸数に応じ長期優良住宅維持保全計画の認定申請の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額			
地位の承継申請及び容積の特例申請	略	略	地位の承継申請及び容積の特例申請	略	略

項 略			項 略		
	シの表からソの表まで 略 (7)の表から(10)の表まで 略			シの表からソの表まで 略 (7)の表から(10)の表まで 略	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表(6)のキの表の改正規定は、公布の日から施行する。